

(5) 子どもの権利を保障する責務

子どもの権利を保障するために周りの大人が負う責務を、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者のそれぞれの主体ごとに、以下のように規定する必要があります。

①共通の責務

- ・市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者は、子どもの権利を保障し、相互に連携し、協働するよう努めなければならない。
- ・市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者は、子どもたち自身が互いの権利を尊重する関わりをもてるよう努めなければならない。
- ・市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たせるよう、特に、仕事と家庭の両立が図れるよう、相互に連携し、支援に努めなければならない。

②市の責務

- ・市は、子どもの権利を保障し、子どもにとって最良の方法は何かを考え、子どもに関する施策を推進しなければならない。
- ・市は、子どもの権利を守り、子どもを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの責務を全うするよう、必要な支援や連携を図らなければならない。
- ・市は、国、県および子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければならない。
- ・市は、子どもに関する施策を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

③保護者の責務

- ・保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を有し、子どもを守り育てなければならない。
- ・保護者は、子どもにとって最良の方法は何かを考え、子どもの年齢と発達に応じた養育に努めなければならない。